

意見書案第12号

働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年10月2日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

## 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書

国は、高度プロフェッショナル制度の新設等をする残業代ゼロ法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け、長時間労働を是正するとする残業時間の上限規制を、働き方改革関連法案として一本化し、国会への提出・成立を目指している。

残業代ゼロ法案は、労働基準法が定めている労働時間、休憩、休日、深夜割増賃金などの規定を適用しない高度プロフェッショナル制度を導入するとしているが、この制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなり、過労死しても自己責任とされてしまうものである。

さらに、裁量労働制の企画業務型を課題解決型提案営業等の業務にまで広げる内容も含まれており、何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働制を拡大するものである。

この法案は、かつて国会に提出したものの過労死促進法案として厳しい批判を受け、2年間余り審議入りできないものを、法案の形を変えて再度提出するものである。

残業時間の上限規制は、労使協定による時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とするもので、臨時的に必要な場合においては、上限を年720時間とし、さらに2箇月ないし6箇月平均では休日労働を含めて月80時間以下、1箇月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めている。

しかしながら、働き方改革により長時間労働を規制するのであれば、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1箇月45時間とする厚生労働大臣告示の法定化こそ必要である。

よって、国におかれては、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、働き方改革関連法案を撤回されるとともに、厚生労働大臣告示を法定化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣